

# 労働・助成金情報 特急便

第 104 号 (2021 年 8 月)

深川経営労務事務所  
社会保険労務士 深川 順次  
〒812-0014  
福岡市博多区比恵町 11-7-701  
TEL : 092-409-9257  
FAX : 092-409-9258

新型コロナウイルスをきっかけに、企業の働き方が見直されました。テレワークを導入する企業が増加しています。テレワークを導入する予定がある、あるいはすでに導入している中小企業におすすめの「人材確保等支援助成金」についての紹介と、全国で新型コロナワクチンの接種が開始されたことにより、コロナワクチン接種後の副反応による出勤が困難な際の「コロナワクチン接種特別休暇」を設ける企業が出てきました。その内容について紹介します。

## 人材確保等支援助成金

### <助成金の内容>

中小企業が新規にテレワーク勤務を導入する際のテレワーク用通信機器の導入や、就業規則の変更、従業員向けのテレワーク研修等の実施の場合に『機器等導入助成』が支給。テレワーク勤務導入後も引き続きテレワークを実施し、従業員の離職率の低下について効果を上げた場合に『目標達成助成』が支給されます。『機器等導入助成』と『目標達成助成』の2回に分けて助成金が支給されます。

### <助成対象となる取組>

- ① 就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更
- ② 外部専門家によるコンサルティング（社労士など）
- ③ テレワーク用通信機器の導入・運用
- ④ 労務管理担当者に対する研修
- ⑤ 労働者に対する研修

### 機器等導入助成

#### <支給要件>

- ・新規にテレワークに関する制度を規定した労働協約または就業規則を整備する。
- ・テレワーク実施計画認定日以降、機器導入助成の支給申請日までに、助成対象となる取組（上記①～⑤）を1つ以上実施する。
- ・評価期間（機器等導入助成）における、対象労働者のテレワーク実績が、次のどちらかを満たすこと。  
ア）評価期間（機器等導入助成）に1回以上、対象労働者全員がテレワークを実施  
イ）評価期間（機器等導入助成）にテレワークを実施した回数が週平均1回以上

※評価期間は、計画認定日から起算して6か月間を経過するまでの期間の3か月間（事業主が設定）

#### <支給額>

支給対象経費の30%

上限額は、100万円 または 20万円×対象労働者数 の低い方

### 目標達成助成

#### <支給要件>

- ・評価期間後1年間の離職率が、計画提出前1年間の離職率以下であり、かつ評価期間後1年間の離職率が30%以下であること。
- ・評価期間（目標達成助成）に、1回以上テレワークを実施した労働者数が、評価期間（機器等導入助成）初日から1年を経過した日における事業所の労働者数に、計画認定時点における事業所の労働者全体に占める対象労働者の割合を掛け合わせた人数以上であること。

※目標達成助成の評価期間は、機器等導入助成の評価期間の初日から1年を経過した日から起算した3か月間（事業主が設定）

#### <支給額>

支給対象経費の20%＜35%＞

上限額は、100万円 または 20万円×対象労働者数 の低い方

<内は生産性要件を満たした場合

## テレワークの留意点

### <対象者>

テレワークの対象者を選定する際には、正社員、契約社員、パートなどの雇用形態の違いのみを理由にテレワーク対象者から除外することは避けます。

### <費用>

テレワークにかかる費用負担の取り扱いは、企業ごとの状況に応じたルールを定め、就業規則などに規定しておくことが望ましいです。労働者に情報通信機器、作業用品その他の負担をさせる定めをする場合には、就業規則に規定しなければなりません。

費用の取り扱い例としては、

- ① パソコン本体や周辺機器等は会社が支給
- ② 通信回線の使用料等は個人使用と業務使用との切り分けが困難のため、一定額を会社負担
- ③ 文具消耗品は会社が購入したものを使用
- ④ 切手や宅配メール便等は事前に配布
- ⑤ 光熱費は、業務使用との切り分けが困難のため、テレワーク勤務手当に含めて支給

### <労働時間管理>

パソコンの使用時間の記録などの客観的な記録で、始業と終業の時刻を確認する。または労働者の自己申告で把握します。

テレワークの場合でも、時間外・休日労働をさせる場合には 36 協定の締結・届出・割増賃金の支払いが必要です。また、深夜に労働させる場合には、深夜労働の割増賃金の支払いが必要になります。

テレワークは、新型コロナウイルス終息後も、育児や介護等を理由とした労働者の離職の防止、遠隔地の優秀な人材の確保などのメリットがあります。この機会に「人材確保等支援助成金」の活用をお勧めします。

## コロナワクチン接種特別休暇

厚生労働省のホームページでは「新型コロナワクチンの接種後の健康状況調査」や「健康観察日誌集計の中間報告」などで副反応についての報告が公開されています。それによると、ファイザー製薬の新型コロナワクチン「コミナティ筋注」は、1 回目接種後に接種部位の疼痛を 90%を超える接種者が自覚しています。2 回目接種後は、翌日に発熱（37.5℃以上）や頭痛、全身倦怠感を自覚しています。

1 回目の接種よりも 2 回目の接種は副反応が出やすいようです。

副反応が出て就業できない状態になった場合に、国は一般の国家公務員や各地方公共団体へ「有給の特別休暇」を常勤・非常勤職員問わずに取得できるようにしました。

これを踏まえて、「コロナワクチン接種特別休暇」を独自に設ける一般企業が出てきました。

### ■ 導入した企業の「コロナワクチン接種特別休暇」の内容例

#### <対象者>

・ 正社員・契約社員・パート・アルバイト

場合によっては、派遣社員も対象にしているところもあります。

ほぼ、雇用されている従業員全員を対象にしているところが多いです。

#### <使用日>

① ワクチン接種当日・・・混雑を避けるため平日に接種する場合

② ワクチン接種後の翌日・・・副反応で就業不能の場合

まれに、家族のワクチン接種の付き添いや家族の副反応が出た時のサポートでも使用可能にしている企業があります。

従業員の新型コロナウイルスの不安を軽減するためにも検討されてみてはいかがでしょうか。